

近世における海上馳走と瀬戸内海

—伊予国津和地島を事例として—

Early Modern Sea “Chiso” Practice and the Seto Inland Sea
- Case Example of Tsuwaji Island In Iyo-no-Kuni (Iyo Province) -

玉井建也*

Tatsuya Tamai

はじめに

人の移動とともに巻き起こる異なる事象同士の接触によって実態から自他認識に至るまで様々な変容が加速される。それによって他地域・他位相・異文化といった存在に対し、地域社会がどのように対応し、折衝していくのか。この点を明らかにするために本稿は馳走行為¹に着目する。特に近世社会において交通路が整備されていく中で陸上交通に関しては久留島浩氏によって馳走行為の精査が行われており（久留島 [1986]）、以後、陸上交通における馳走研究は久留島氏によって提示された枠組みの中で個別検討されている。それによると馳走を村・藩域・行政責任者の三つに区分し、特に私領などにおいては宿・町・村間で情報交換・収集を行い、しかも藩領域を越えていること、情報の内容が詳細であること、他の場所に劣らないようにしていることの三点が指摘され、「礼儀正しく迎えさせることによって、道筋の民衆に幕藩領主の権威を具体的かつ直接的に知らしめた」としている。しかし、陸上のみが検討対象となっており、地理的環境が大きく違う海上での馳走は検討されていない。また川島慶

子氏によって寛永期の馳走船が検討されているが、佐賀藩によって用意された大坂から長崎まで長崎上使が利用する船についてである、海上における馳走そのものではない（川島 [1997]）。海上における交通路自体は柚木学氏によって公用航路及びそこで活用される海駅の存在が指摘され（柚木 [1977]）、東昇氏によって瀬戸内海における茶屋の存在解明が着手されている（東 [1999]）。しかし、東氏の研究は明和5（1768）年から寛政12（1800）年という公儀浦触といった公用情報のやり取りが安定的に活用されている時期のみに限られている点²、また東氏自身が指摘しているように取り上げた津和地島の接待の詳細に関しては史料が別帳化されており、詳細は解明されていない点が問題として挙げられる。

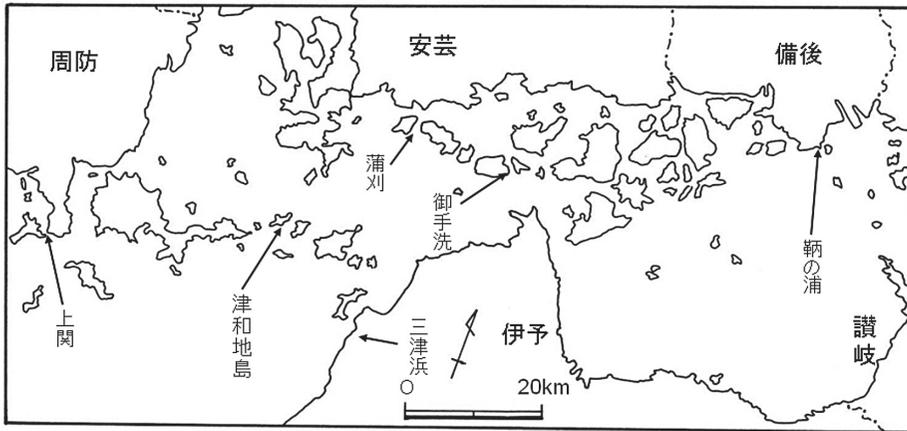
このような中、本稿は伊予国津和地島をフィールドとして取り上げ、海上馳走の実態解明および瀬戸内海地域の特性に焦点を当てていく。津和地島に関する研究としては、『八原家御用日記』を取り上げた西村亀太郎氏（西村 [1986]）・石丸和雄氏（石丸 [1992]）、

*東京大学大学院情報学環

キーワード：瀬戸内海、交通史、地域史、馳走

津和地茶屋詰の八原氏と小倉藩御用商人河内屋六左衛門との藩域を越えた人的ネットワークの存在を指摘した井上淳氏（井上 [2001]）、前掲の東昇氏（東 [1999]）、公儀浦触ルート¹の具体相や情報のやり取りについて考察した鴨頭俊宏氏（鴨頭 [2004・2005・2006・2008・2009]）、琉球使節・朝鮮通信使の通

航に関する情報について検討した玉井建也（玉井 [2006・2007・2008・2009]）が挙げられる。しかし、どの研究においても瀬戸内海域を流れる情報そのものやルート解明が主たるテーマであり、海上馳走の具体相は取り上げられていない。



瀬戸内海西部概念図

1. 津和地島について

今回、フィールドとして取り上げる津和地島は、現在は愛媛県松山市であり、旧温泉郡中島町の西端に位置する（瀬戸内海西部概念図参照）。周囲約13キロメートル、面積約2.9平方キロメートルの島である。東に怒和島、南東に二神島が隣接している（関西学院大学文化総部地理研究会 [1989]）。内海航路としては古くは中国・四国の沿岸を通る「安芸地乗り」・「伊予地乗り」が一番多く利用されていたが、近世になり交通が発達してくると、中国・四国地方の沿岸を通るのではなく、島伝いに航海する「沖乗り」コースが多く利用されるように

なってきた。その「沖乗り」のうち津和地島周辺のコースとしては備後鞆から田島・弓削島・岩城島を経て、御手洗から東風を受け、津和瀬戸に入り、途中津和地で停泊するなりして、周防屋代島にある沖家室または、上関へというのが挙げられる。特に津和地は帆航に必要な「潮待ち」・「風待ち」の条件を満足させる地形であり、内海の島々に比して水に恵まれており、供給も可能であったとされる（中島町誌編集委員会編 [1968]）。

その津和地島には八原^{やはら}氏が茶屋詰めの役人として勤めており、松山藩主や長崎奉行、諸役

人、異国使節への対応が行われた。特に八原氏を中心となり船団を組み、藩主等を迎える「御仕構おしかまい（御仕成・諸仕構）」が行われた³。この「御仕構」のために、八原氏は伊予松山藩との連絡を常時取りながら、準備を全般的に行なっている。また「御仕構」自体においても八原氏自ら船の用意をし、また近隣に呼びかけ水主の手配の指揮を取っている。その八原氏は伊予松山藩士で、宝永元（1704）年ころの「懐中便覧 松山役録」（伊予史談会 [1986]）には「忒人扶持八石」とあり、文化5（1808）年ごろに成立した「松山俸禄」（伊予史談会 [1986]）では「忒人扶持十忒石 郡奉行支

2. 海上における馳走とは何か

以上のように伊予松山藩士である八原氏によって津和地島における馳走が執り行われていた。津和地島における馳走については、公用日記とは別にいくつかの史料にまとめられており⁶、元禄4（1691）年から元文3（1738）年までの記録を数えると総数108件になる（表1）。これらの馳走対象の内訳は巡見使が14件、長崎上使が5件、長崎奉行や目付などが49件、その他長崎以外への上使が40件となっており、先行研究で多く取り上げられている長崎上使の交通は全体像からみると一部であるということがわかる。また、参勤交代の際、諸大名が津和地へと立ち寄っており、元禄7（1694）年から享保6（1721）年にかけて15件が記録されている⁷。しかし、この15件全てにおいて前述のような様々な準備を行っておらず、馳走行為は行われていない。

配末寄合大小姓格 八原佐之右衛門」、「忒人扶持七石同御歩行格 八原隼太」と書かれている⁴。また、津和地島は伊予松山藩の郡奉行によって管理されていた（西村 [1986]）。ただし郡奉行は常時、設置されていたわけではなく、津和地島は嶋方代官支配下におかれることもあった（石丸 [1992]）。また、天和2（1682）年の朝鮮通信使通航にあたって、「三津御船手方津和地へ被遣候品々」と三津の船奉行から船などが提供されている様子が見え、伊予松山藩から船奉行を通して物資などが支給されていることがわかる⁵。

陸上交通であれば、これら全てにおいて陸地での迎接待が行われることになるが、海上においては違った様相がみられる。108件のうち、実際に上陸したのは4件のみで、津和地島を通船したのが52件、津和地島に「船繫」つまり停船したのが20件（これら全て上陸はしていない）、その他、津和地島以外の地域を通航した場合や記述されていない場合が32件となる。つまりほとんどが陸上（島上）での対応ではなく、船上での接待であったということが理解できる。では、その馳走の具体相をみていこう。

一豊前・豊後・筑前・筑後・伊予之内、川野江村御蔵所為御見分、上使西与一左衛門様・折口次右衛門様、未三月廿九日ニ当表江御通船被成候、御使者嶋方代官新海助右衛門被出候、御進物御樽忒宛・粕

漬一桶宛御受納不被成候、御乗船公儀御船壹艘、漕船拾艘・水船五艘、是ハ請被成候、

これは馳走の記録としては一番古い元禄4(1691)年の史料である⁸。もちろん既述のように天和2年の通信使への接待を行っており、津和地島において一番古い活動というわけではない。内容は天領であった伊予国川之江村に見分のため上使2名が訪れる際、津和地島にて馳

走を受けている。この際、使者は島方代官がつとめ、進物として中味は不明であるが樽2つずつ、粕漬け1桶ずつが贈られたが受け取られなかった。また漕船を10艘、水船を5艘準備し、こちらは受け取られた。ここから把握できるのは馳走としての活動は二つに分けられるという点である。一つは進物であり、もう一つは馳走船である。この二点は準備段階から津和地島における活動として大きな比重を占めていく。

表1 津和地島における馳走一覧

年月	馳走対象者	職名	上陸・通船	進物	馳走船	馳走受取
元禄4(1691)年3月29日	西与一太郎・折次右衛門	上使	通船	樽2つずつ、粕漬1桶ずつ	漕船10艘・水船5艘	拒否
元禄4(1691)年5月28日	戸川平右衛門	上使(肥前へ)	船繫	2樽、菓子3種、粕漬1桶	漕船20艘・水船10艘、薪船6艘	受取
元禄4(1691)年6月15日	戸川平右衛門	上使(帰途)	隠渡へ	進物あり	漕船20艘・水船10艘、薪船6艘	受取
元禄4(1691)年4月22日	杉山久助・瀧野平左衛門	検死(柳川へ)	船繫		漕船10艘・水船5艘	
元禄4(1691)年5月6日	杉山久助・瀧野平左衛門	検死(帰途)	船繫	なし	漕船10艘・水船5艘	
元禄4(1691)年9月15日	不明	流入関係	通船		漕船4艘・水船3艘	
元禄5(1692)年6月19日	藤掛采女	上使(日向へ)	高浜へ船繫	あり	漕船16艘・水船10艘、八原乗船1艘	受取
元禄5(1692)年8月1日	藤掛采女	上使(帰途)	高浜へ船繫			
元禄5(1692)年7月26日	小長谷勘左衛門	不明	船繫		漕船6艘	
元禄6(1693)年1月6日	寺田理左衛門・中嶋勘左衛門・林安右衛門・野村藤太夫	御用物運搬(長崎へ)	通船		漕船4艘・水船2艘	
元禄6(1693)年2月19日	小長谷勘左衛門	不明	船繫		漕船6艘	
元禄6(1693)年6月14日	原勘左衛門・佐久間小左衛門	上使(筑前・肥前へ)	通船	あり	漕船16艘・水船10艘、八原乗船1艘	拒否
元禄6(1693)年8月2日	原勘左衛門・佐久間小左衛門	上使(帰途)	通船	なし	漕船16艘・水船10艘、八原乗船1艘	
元禄6(1693)年7月14日	妻木彦右衛門・山中五郎左衛門	上使	通船	あり	漕船28艘・水船10艘	受取
元禄8(1695)年2月24日	妻木彦右衛門・山中五郎左衛門	上使(帰途)	通船	あり	漕船28艘・水船10艘	受取
元禄9(1696)年10月27日		漂流朝鮮人	通船		漕船8艘・水船5艘	
元禄9(1696)年3月3日	梶田彦右衛門・忍田九右衛門	検死	通船	なし	漕船10艘・水船5艘	
元禄9(1696)3月27日	梶田彦右衛門・忍田九右衛門	検死	船繫			
元禄10(1697)年4月4日	本田又兵衛・天野忠左衛門	検死	通船	なし	漕船14艘・水船6艘、八原乗船1艘	
元禄10(1697)年4月10日	本田又兵衛・天野忠左衛門	検死	通船		漕船14艘・水船6艘、八原乗船1艘	
元禄12(1699)年4月6日	藤原近江守・林藤兵衛	長崎上使	通船	あり	漕船34艘・水船10艘、八原乗船1艘	拒否
元禄12(1699)年5月5日	藤原近江守・林藤兵衛	長崎上使(帰途)	通船	なし	漕船34艘・水船10艘、八原乗船1艘	
元禄12年(1699)年9月24日	中川吉左衛門・高木十郎左衛門	長崎上使	通船	なし	漕船12艘・水船5艘、八原乗船1艘	
元禄13年(1700)年5月12日	中川吉左衛門・高木十郎左衛門	長崎上使(帰途)	通船			

元禄15(1702)年7月11日	尾崎助重郎	検死	船繫	三種類	漕船10艘、水船5艘水船5艘	
元禄15(1702)年7月21日	尾崎助重郎	検死(帰途)		三種類	漕船10艘、水船5艘水船5艘	
元禄16(1703)年5月13日	稲垣対馬守・石尾阿波守・安藤筑後守・萩原近江守	長崎上使	通船		漕船8艘、その他水船など総数104艘	
宝永元(1704)年7月8日	浅野理左衛門・関口文左衛門	検死	二神村に来る		漕船10艘、水船5艘、八原乗船1艘	
宝永2(1705)年3月15日	酒井権兵衛・若林勘左衛門	検死	通船	樽肴	漕船10艘、水船5艘、八原乗船1艘	拒否
宝永2(1705)年4月4日	酒井権兵衛・若林勘左衛門	検死(帰途)	通船		漕船10艘、水船5艘、八原乗船1艘	
宝永6(1709)年5月3日	久世三之丞	検死	通船	樽、粕漬、葛粉	漕船10艘、水船5艘、八原乗船1艘	受取
宝永6(1709)年5月12日	久世三之丞	検死(帰途)	通船	あり	漕船10艘、水船5艘、八原乗船1艘	受取
宝永6(1709)年7月7日	久松備後守	長崎奉行	船繫			
宝永6(1709)年7月26日	林土佐守	長崎奉行				
宝永6(1709)年7月29日	駒木根肥後守	長崎奉行	通船	あり	水船など	受取
宝永6(1709)年8月17日	別所播磨守	長崎奉行	通船		小早16艘	
宝永7(1710)年4月6日	宮崎七郎右衛門・堀八郎左衛門・寛新太郎	巡見使(四国)	通船	葛1箱・干鯛1箱・手桶2つずつ	漕船1人10艘ずつ、水船2艘ずつ、薪船1艘ずつ、案内船3艘	拒否
宝永7(1710)年4月16日	小田切鞆負・土屋数馬・永井監物	巡見使(九州)	通船	同上	同上	拒否
宝永7(1710)年9月6日	小田切鞆負・土屋数馬・永井監物	巡見使(九州帰り)	船繫	なし	同上	未提出
宝永7(1710)年9月15日	大岡備前守	長崎奉行	船繫	あり	あり	受取
宝永7(1710)年10月11日	佐久間安芸守	長崎奉行	船繫	あり	あり	受取
宝永7(1710)年12月30日	駒木根肥後守	長崎奉行	通船			
宝永8(1711)年1月24日	久松備後守	長崎奉行	船繫・上陸			
正徳2(1712)9月26日	松平九郎左衛門・小宮山平左衛門・湯原勘助	巡見使	二神島を通船	なし	漕船・水船など36艘を準備。	
正徳2(1712)6月2日	古部孫大夫・広原八兵衛・伊藤新兵衛	巡見使	二神島に船繫		漕船・水船12艘	
正徳2(1712)年10月	久留島数馬・榊原采女	上使		素麺1箱ずつ、樽2つ、干鯛1箱ずつ(全て準備のみ)	漕船5艘ずつ、水船2艘(全て準備のみ)	
正徳2(1712)年11月18日	久留島数馬・榊原采女	上使(帰途)		あり		受取
正徳3(1713)年8月16日	久松備後守	長崎奉行	陸路	あり	あり	
正徳3(1713)年8月23日	伊部孫大夫・広原八兵衛・伊藤新六兵衛	巡見使	通船		漕船3艘ずつ・水船1艘ずつ、八原乗船1艘	
正徳3(1713)年9月11日	大岡備前守	長崎奉行	船繫	あり	水船など	受取
正徳4(1714)年9月18日	大岡備前守	長崎奉行	通船	あり	水船など	受取
正徳4(1714)年10月6日	駒木根肥後守	長崎奉行	通船	あり	水船など	受取
正徳5(1715)年4月1日	久松備後守	長崎奉行	船繫・上陸		水船など	
正徳5(1715)年4月25日	木村四郎兵衛・八木清五郎・原新六	長崎役人	船繫	あり	漕船3艘ずつ・水船2艘ずつ	拒否
正徳5(1715)年	大久保市郎右衛門				水船3艘、漕船10艘、薪船1艘	
正徳5(1715)年8月28日	林八右衛門・横沢庄太夫	検死(平戸へ)	船繫	素麺1箱、樽	漕船4艘ずつ、水船1艘ずつ	受取
正徳5(1715)年9月24日	林八右衛門・横沢庄太夫	検死(帰途)	通船	あり	あり	受取
正徳6(1716)年	神谷次郎兵衛・逸見善兵衛・高倉仁右衛門	巡見使			漕船・水船	
正徳6(1716)年2月22日	柴田七左衛門	長崎目付	船繫	あり	漕船5艘、水船1艘、薪船1艘、八原弥左衛門乗船1艘	
正徳6(1716)年2月	大久保市郎右衛門		蔵島通船	あり	漕船・小早	拒否
正徳6(1716)年3月8日	鈴木忠左衛門・斉藤彦内・神谷清太夫	巡見使(肥後・肥前・日向)	船繫	あり	漕船2艘ずつ、水船1艘ずつ、弥左衛門乗船1艘	
正徳6(1716)年3月15日	神谷次郎兵衛・逸見善兵衛・高倉仁右衛門	巡見使(豊後・豊前・筑前)	二神表通船	あり	漕船	順風のため漕船は必要ない
正徳6(1716)年5月28日	大岡備前守	長崎奉行	通船	あり	水船15艘	拒否(公方他界により)
正徳6(1716)年6月20日	鈴木忠左衛門・斉藤彦内・神谷清太夫	巡見使(肥後・肥前・日向・帰途)	汐繫		馳走水船・漕船10艘	
正徳6(1716)年8月16日	日下部作十郎	長崎目付	通船	あり	馳走水船2艘、薪船1艘、漕船5艘、弥左衛門乗船1艘	拒否

正徳6(1716)年9月	柴田七左衛門	長崎目付	隠渡表通船	あり	馳走漕船5艘、水船1艘、薪船1艘、弥左衛門乗船1艘	受取
享保2(1717)年2月24日	津田外記・駒井求馬・大久保源太左衛門	巡見使(四国)	別の場所を通船		漕船・水木船・先案内船・裁許人を準備	拒否
享保2(1717)年1月15日	神谷武右衛門・馬場源五右衛門・辻弥五左衛門・平岡彦兵衛・海上弥兵衛		瀬戸口船繋	あり		受取
享保2(1717)年1月17日	小田切頼負・徳永兵部		通船		漕船6艘	
享保2(1717)年3月5日	日下部作十郎	長崎目付	二神表通船	あり	馳走漕船5艘、水船2艘、薪船1艘、番船1艘、弥左衛門乗船1艘	受取
享保2(1717)年3月26日	妻木平四郎・小倉忠左衛門・大崎采女	巡見使(九州)	船繋			不明
享保2(1717)年8月26日	日下部丹波守	長崎奉行	通船	あり	馳走水船	受取
享保2(1717)年9月9日	小倉忠左衛門	巡見使(帰途)	通船	あり		拒否
享保2(1717)年9月9日	妻木平四郎・小倉忠左衛門・大崎采女	巡見使(九州)	通船		漕船・水木船など42艘	拒否
享保3(1718)年2月7日	渡辺外記・岡田源十郎・高倉弥三郎	長崎御用	通船	あり		拒否
享保3(1718)年10月27日	日下部丹波守	長崎奉行	通船	あり	水船	受取
享保4(1719)年2月7日	寛新太郎	長崎目付	通船	あり	漕船8艘、薪船1艘、水船3艘、弥左衛門乗船1艘	拒否
享保4(1719)年3月23日	渡辺外記・岡田源十郎・高倉弥三郎	長崎奉行	通船		漕船・水木船・番船・弥左衛門乗船、計28艘	
享保4(1719)年8月18日	妻木平四郎	長崎目付	通船	あり	漕船8艘、薪船1艘、水船3艘、弥左衛門乗船1艘	拒否
享保4(1719)年9月13日	寛新太郎	長崎目付	隠渡表通船	あり	馳走船13艘	拒否
享保4(1719)年	日下部丹波守	長崎奉行	陸路		水船など	
享保5(1720)年2月18日	平岩七之助	長崎目付	通船	あり	馳走船13艘	拒否
享保5(1720)年3月10日	妻木平四郎	長崎目付	通船	あり	船13艘	拒否
享保5(1720)年8月14日	石野八大夫	長崎目付	通船	あり	馳走詰船13艘+2艘	拒否
享保5(1720)年9月10日	平岩七之助	長崎目付	通船	あり	馳走船	拒否
享保5(1720)年10月27日	日下部丹波守	長崎奉行	通船	あり	漕船14艘、水船3艘、弥左衛門乗船1艘	受取
享保6(1721)年2月12日	宮崎七郎右衛門	長崎目付	船繋		漕船・水木船・番船・弥左衛門乗船、計13艘	
享保6(1721)年3月8日	石野八大夫	長崎目付	隠渡	あり	馳走漕船・水木船、計15艘	拒否
享保6(1721)年8月14日	宮崎七郎右衛門	長崎目付	通船	あり	漕船8艘、薪船1艘、水船2艘、弥左衛門乗船1艘	受取
享保6(1721)年10月3日	日下部丹波守	長崎奉行	通船	あり	水船のみ15艘	
享保7(1722)年10月27日	日下部丹波守	長崎奉行	通船	3種類	水船	拒否
享保8(1723)年8月13日	丹羽正伯	茶草所用	通船	肴など	漕船・水木船	受取
享保8(1723)年	日下部丹波守	長崎奉行	陸路		馳走水船	
享保8(1723)年11月6日	三宅大学	長崎目付	通船	素麺1箱、干鯛1箱、目録	あり	拒否
享保9(1724)年3月13日	三宅大学	長崎目付	瀬戸表通船	あり	あり	拒否
享保9(1724)年11月18日	日下部丹波守	長崎奉行	船繋・上陸	あり	あり	
享保10(1725)年10月3日	日下部丹波守	長崎奉行	通船	あり	漕船・水船	
享保11(1726)年10月6日	三宅周防守	長崎奉行	通船	あり	馳走水船12艘	受取
享保11(1726)年11月15日	日下部丹波守	長崎奉行	船繋	あり	小早・漕船など	
享保12(1727)年8月16日	渡部出雲守	長崎奉行	船繋	あり	水船・漕船15艘	受取
享保12(1727)年10月24日	三宅周防守	長崎奉行	通船			
享保13(1728)年10月6日	三宅周防守	長崎奉行	通船	あり	水船・漕船	受取
享保13(1728)年11月6日	渡部出雲守	長崎奉行	通船	あり	漕船	受取
享保14(1729)年10月10日	油井因幡守	長崎奉行	通船	あり	馳走漕船14艘、水船1艘	受取
享保14(1729)年11月28日	三宅周防守	長崎奉行	通船	あり		受取
元文2(1737)年10月12日	窪田肥前守	長崎奉行	通船	3種類	漕船	受取
元文3(1738)年8月24日	窪田肥前守	長崎奉行	通船			
元文3(1738)年10月6日	萩原伯耆守	長崎奉行	通船			

「豊前豊後四国迄御巡見并九州御巡見帳」、「公儀御役人不時御通船当[]」、「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」より作成。なお空白部分は不明。

3. 馳走準備について

津和地島における馳走で重要であったのは進物であり、船であった。このうち船に関しては基本的には漕船と水船が用意され、場合によっては薪船、八原が乗船する船、番船、またそれらを指揮する裁許人が乗る船が用意された。それぞれ通航する対象に対して水や薪を提供するなどのサポートやそのサポート自体が上手くいくように取り仕切る八原や裁許人が乗船していた。このような中、拙稿で既に述べたように「御仕構」のように船を準備する際は、数日前、時に何カ月も前から準備がなされていく（玉井 [2008・2009]）。したがって当然のように準備する船の数も重要となってくる。

長崎御奉行様御往来之節、前々々御使者御船奉行中被出并嶋方代官衆茂被出、此供若党役ニ手代兩人宛罷出候之处、元禄六西歳長崎御奉行宮城越前守様御下り之節、松山々水船八艘御増、都合拾貳艘相成候、元禄七戌末長崎御奉行河口撰津守様御下り節御使者中川七右衛門・代官皆川清右衛門被出候、代官了簡を以水船八艘増被申、都合貳拾艘相成候

これは宝永6（1709）年に書かれた記録であるが⁹、長崎奉行の往来の際の準備する船数について触れられている。元禄6（1693）年の際は松山から八艘が増加され総数12艘になり、元禄7（1710）年にはさらに島方代官の判断により8艘が増加され20艘になった。しかし、これ以降の記録を見るとこの長崎奉行に対する

20艘という船数の規定が守られている事例は皆無である。また長崎奉行以外に対する接待においても船数が一定であるということはみられない。ではなぜであろうか。

一長崎御奉行林土佐守様御下り之節、塩穴宗右衛門三嶋ニ御用ニ付相詰被申候間、当村江罷越候ニ付、拙者了簡を以五艘水船増シ候而、水船拾八艘ニ而御用相済し候、松山江罷出趣郡奉行へ申達候处、御奉行所へ御窺被成候、其末々水船拾五艘相究申様ニと被仰付に今前格成り居候、

この記録には年代が書かれていないが、元禄12（1699）年から元禄16（1703）年にかけて長崎奉行をつとめた林土佐守忠良の通航に関する記録である¹⁰。当時の島方代官であった塩穴が三島に詰めており、かわりに八原氏の判断で水船の数を決めて対応している様子がわかる。また以後、水船を15艘とするよう松山の船奉行から命じられているが、これ以降、固定されたわけではなく、10艘や13艘、中には28艘を準備しており、一定ではない。理由としてはこの史料からも分かるように現場にいる八原氏の判断で臨機応変に船数を増減させているからである。

一大岡備前守様、卯七月廿四日江戸御立と相聞、八月十三日水船手当之处、御発駕相延、小早指戻シ、御進物之儀ハ拙者方江受取置申候、水船も相戻候、又候九

月十一日ハ水船用意致候、同十五日之暁御船繫、御使者無異儀相勤、御進物御受納被成候、御取次村瀬八郎右衛門、翌十六日辰ノ刻御出船、此度拙者乗船之船頭玉野三安右衛門參候、十六挺ニ水主八人被差越候故、此元ニ而増水主乗せ申様ニと伊賀惣右衛門殿被仰越候由ニ付、拙者了簡ニ而乗せ申事ニ相成不申、左候へ者郡奉行申、其趣相畏可申と玉野三右衛門江申聞候へ者、左様御座候而ハ公儀達候間、先此度ハ何とそ御用相済申様可仕間、松山へ相達申儀差控へ候様ニと安右衛門改故、其通ニ改候而御使者首尾能相済候

これは宝永7(1710)年の記録である¹¹。長崎奉行大岡備前守清相の通航に際し、その江戸出発の延期を受けて、船準備を延引している点も興味深いが、何より水主の人数に関して注目すべきである。当初は8人であったが津和地島にて増やすようと船奉行の伊賀から命じられている。それに対し、八原の判断では乗せられないとしていたが、郡奉行の介入もあり、「御用」を済ませるのを優先し、この件を松山へは報告しないことになった。つまりは現地で動く八原や船頭だけではなく、津和地の対岸の三津にいる船奉行および津和地島周辺を管轄に置く郡奉行の判断により水主の増減が行われており、松山藩への報告は行われていない。このように船だけではなく、それに乗船する水主の人数なども現場での判断によって増減がなされていた。以上のように船に関しては船数やそれに乗船する水主の人数が現場での判断により増減されて

いることがわかる。ではもう一つの馳走である進物についてはどうであろうか。こちらのほうも船と同様に事前に準備がなされていた。

一日向延岡江御城為御請取上使久留嶋数馬様并榊原采女様、辰九月廿八日江戸御立被成候処、右御両所様へ御使者拙者へ被仰付、御進物并小早茂十月十六日到着小船頭市門六郎左衛門、此度御壺人様江漕船五艘宛・水船式艘宛、同十七日ハ用意申付候所、十月十四日ニ公方様御他界被為遊候ニ付、御使者御出不被成間、御進物早々差戻シ申様ニと近藤弥市右衛門殿ハ十月廿六日之夜被仰越候ニ付、其様御進物・小早戻シ候、漕船等も相戻候

これは正徳2(1712)年の記録である¹²。延岡への上使2名への接待であるが、事前に進物と小早船を送られていることがわかる。また徳川家宣の死去により三津にいる船奉行から進物および船を差し戻すように命じられている。このように進物に関しても馳走船と同様に事前に三津浜から送られ、準備をしていたことがわかる。その進物の内容に関してであるが、多くは贈ったということしか分からず、また内容からも法則性は分からない。基本的には樽・粕漬・葛粉・干鯛・素麺のうち数種類を贈っている。このように馳走船、進物の準備の様相をみてきたが、それ以外についてはどうであろうか。

元禄拾六年未ノ四月

御馳走漕船・水船等御差出之節、船印・小旗百式拾於松山御賄所ハ拙者請取預り候

而、御茶屋ニ有之候、長崎々稲垣対馬守様御登之節、前方預り候船印・小旗痛候故、賄所へ戻シ、新鋪被仰付引キ□請取申候、一右之内船印五つ、享保四年亥ノ八月十五日之夜、大風ニ流捨り申候、致妻木平四郎様御用、朝鮮人御用之節、此儀岡本孫作殿相達置申候、代官飯泉藤右衛門被聞居候、大庄屋杉野四兵衛茂存知居候、

この記録が書かれた年代は判然としないが、

4. 実態としての馳走

ではより馳走の内実を検討していく。既述のように馳走のために準備段階から動いていたのは船であり、進物である。またその他の点も含めて、津和地島および対岸の三津浜において事前に準備をしていたことがうかがえるが、進物および船に関して受け手側はどうであったのであろうか。

まず進物に関しては受け取った回数としては、巡見使が0件、長崎上使が0件、長崎奉行が21件、その他上使が10件になる。巡見使および長崎上使が一切受け取っていないことがわかる。これに対して馳走船はどうかというと、受け取りを拒否したのは、正徳6（1716）年に豊後・豊前・筑前への巡見使3名が津和地島ではなく、二神島を通船した際、津和地島から八原が出向いたところ「順風故漕船等茂御用無之」¹⁴として必要ない旨を伝えられている一件のみである。ではなぜこれほどまでに受け取りに差が出たのか。

巡見使に関しては規定によって進物を受け取

元禄16（1703）年に船印と小旗を松山賄所から八原が受け取り、津和地島の茶屋で預かっていた¹³。しかし、後に烏山藩藩主になる若年寄稲垣対馬守重富の長崎巡見の帰途の接待において痛んでいるのが見つかり、新調している。また享保4（1719）年にはそのうち5つが大風の際に流されている。このように漕船・水船などに載せ、伊予松山藩の船であることを示していた船印や小旗もまた津和地島において管理されていた。

ることができない。寛文7（1667）年には「何方より見分仕候共、使者、飛脚、音信物一切可為無用、但案内之もの入候所は其断可有之事」¹⁵と進物どころか使者も不要である旨が書かれているが、天明8（1788）年にも「為巡見罷通候節、以御使者御音物等之儀、兼而御嘶申置候、御用中之儀にも在之候間、御音信等御座候而も難致受用致返却候、左候得者却而不礼にも相当候間、此儀兼而堅御断申置候、其他御馳走ケ間敷儀等、是又堅御断申置候」¹⁶と書かれており、進物を贈ること自体がかえって「不礼」に相当すると規定されている。これらは伊予松山藩にも巡見使の先触として届いており¹⁷、津和地島がそれを把握していなかったとは考えにくい。しかし、八原は常に受け取られなくとも進物を贈り、馳走を果たそうと動いている。

一大久保市郎右衛門様、壬二月五日長崎御発駕、御使者被仰付御進物・小早同十一

日到着、小船頭竹田喜八、漕船・水船等十一日手番申付候、今度巖島へ御通船と急上関申来候而、同夜隠渡へ罷越候而、十二日ニ御使者彼地ニ而首尾能相勉、翌十七日ニ罷戻り候、

これは正徳5（1715）年の記録である¹⁸。長崎上使であった大久保への馳走準備を行っていたが、巖島を通船するという情報を得て、八原は安芸国隠渡にまで移動し、伊予松山藩の使者として応対している。このように接待の対象者が津和地を通船しない場合が17件みられたが、そのうち16件に関しては八原自身が別の場所へと移動し、接待を行っている。唯一、向かわなかった一件は正徳3（1713）年に長崎奉行久松備後守定持が長崎に向かう際、陸路を利用するという情報が「上筋」（大坂方面）から届いたため、「芸州路へ御使者被遣儀も可有之と松山へ窺申候所、不及其儀由被仰下」と陸路へ向かうべきか松山に問い合わせたところ止められ、進物と船を返却している。このように八原が別の藩域に足を運ぶケースがみられるが、同時に別の藩の者が藩域を越えて活動しているケースもある。

一長崎御用為 上使萩原近江守様・林藤五郎様御下り、卯四月六日当表通船、御使者神谷七郎右衛門・戸田九郎右衛門罷出、当海ニ而御使者御請不被成、周防之内宝積ニ而同晩御勤被成候由、拙者儀者朝参様ニと御目付申被仰付候ニ付、同夕上関迄参候所、夜ニ入候故、上関ニ相待候へ者夜半過、兩人衆被罷戻、翌七日

ニ同伴致、此元迄罷戻り申候、代官野沢新左衛門此元ニ残居と申候、今度御茶屋ニ而御馳走・御料理御用意被仰付候為御馳走人郡奉行杼善左衛門・御目付園田藤太夫被出、其外諸役人大勢罷出候、本漕小早四艘、末漕船三拾艘外船拾艘、拙者乗船共都合四拾壹艘ニ而、御進物ハ御受不被成候、漕船等ハ御請被成候、芸州御使者者備後境大崎申当表迄参候処ニ御使者御請不被成、蒲刈へ被罷戻、蒲刈ニ而相談之上ニ而、又候御跡追掛被参、筑前之内飯塚と申所ニ而御使者相勤之由、宝積ニ而此方御使者并毛利甲斐守様、毛利日向守様御使者、其外小笠原右近守将監様并松平大膳太夫様御使者右皆々一行被相勤候由、（以下略）

これは元禄12（1699）年の記録である¹⁹。長崎上使2名が津和地島を通船し、接待を行おうとしたが、津和地島周辺での対応は受けず、周防国宝積での対応となった。八原自身は上関まで行ったが、夜になったので待っていたところ、使者の2名と合流し、津和地島へと帰っている。注目すべきは「芸州御使者」が津和地島までやって来ている点である。津和地島では使者を受けなかったことにより、彼らは蒲刈まで戻り、そこで相談した上で筑前国飯塚にて使者の勤めを果たしている。さらには伊予松山藩の目付らが使者を勤めた宝積では、長府藩藩主毛利甲斐守綱元、徳山藩藩主毛利日向守元次、小倉藩藩主小笠原右近守将監忠雄、長州藩藩主松平大膳大夫吉広の使者が一同に会しており、藩域を越えて活動している様子がわかる。このよ

うに八原だけでなく、瀬戸内海を中心とした各藩の使者が藩域を越えて活動していることがわかる。

このように藩域を越えて活動することは従来の研究では、情報収集の手段として指摘されていた（玉井 [2008・2009]）。この点のみで

いえば陸上の活動と同様であったが（久留島 [1986]）、それだけではなく使者として馳走対象に伺い、進物を贈り、船を派遣するという一連の行動すらも海上においては藩域を越えて行われている。

5. 背景としての海域世界

以上のように馳走における準備および活動を見てきたが、進物や船などを事前に準備し、それを届けるために藩域を越えて馳走する側が使者として行動していることがわかる。では、その使者を受ける側はどのように瀬戸内海地域を動いていたのか。

一右御検使御兩人、同五月六日ニ当浦へ御船繫（船力）、夫者新海助右衛門罷出被相勉候、御進物なし也、漕船前同断、鹿老渡へ漕参御一泊、翌七日蒲刈へ引渡相済候、拙者并庄屋伝右衛門参候、

これは元禄4（1691）年の記録である²⁰。「右御検使御兩人」とは筑前国柳川への上使杉山久助・瀧野平左衛門の2名のことである。この2名が帰途にも津和地に停船しており、これ

に対する馳走であるが、進物は贈らず、船に関しては「前同断」であるので、往路と同様に漕船10艘、水船5艘を送ったと考えられる。そして注目すべきは「蒲刈へ引渡」という点である。つまり漕船などはただ送られるだけでなく、それとともに瀬戸内海域における藩域の境界上にまで送り届け、次の区域へと継ぎ渡すという行為も付与している。このような記録はいくつか散見される。それをまとめたのが表2であるが、記録として「漕渡」や「引渡」と書かれているのが全部で8件となる（表2）。これから分かるのは西から東へと向かう際には基本的には芸州蒲刈まで、東から西へ向かう際には周防領まで漕船によって、次の区域の漕船に引き渡していたことがわかる。全8件と史料上の記述は少ないが、通航する全ての対象において漕船が贈られ、一件を除いて全てそれが受け取

表2 津和地島より継送記録一覧

年月	馳走対象者	継送場所
元禄4 (1691) 年5月6日	杉山久助・瀧野平左衛門	蒲刈
元禄5 (1692) 年8月1日	藤掛采女	御手洗
元禄8 (1695) 年2月24日	妻木彦右衛門・山中五郎左衛門	蒲刈
元禄12 (1699) 年5月5日	藤原近江守・林藤兵衛	蒲刈
元禄16 (1703) 年5月13日	稲垣対馬守・石尾阿波守・安藤筑後守・萩原近江守	蒲刈
正徳2 (1712) 年11月18日	久留島数馬・榊原采女	只海
正徳6 (1716) 年3月8日	鈴木忠左衛門・齊藤彦内・神谷清太夫	周防領
正徳6 (1716) 年6月20日	鈴木忠左衛門・齊藤彦内・神谷清太夫	蒲刈

られたことを考えると、ほぼこのような体制が恒常化していたと考えられる。では継送を行う側ではどのような体制を築いていたのか。

一右藤掛采女様申ノ七月ニ御登、同朔日西ノ刻高濱村江御船繫、御使者犬塚才兵衛ニ神村の被り罷出、首尾好相勤被申候、今度和気郡漕船ニ而芸州御手洗へ漕参候、拙者儀和気郡漕船支配仕様ニと被仰付候而、御手洗迄参、芸州漕船へ引渡、夫右御領分瀬戸村の又候漕船受取、弓削村迄漕せ参、首尾能相勤、弓削村ニ而御召船へ参候間、藤掛様御家来江御目掛首尾能相勤申候、拙者儀直ニ七月二日ニ松山へ罷出候、此度加子八兵衛・又四郎・次郎大夫・平左右衛門、今度和気郡手代上野庄兵衛、新浜村庄屋九左衛門、御手洗迄参候、大船頭石丸覚大夫儀本漕支配ニ而弓削村迄参候、以上、

これは元禄5（1692）年の記録である²¹。日向国延岡藩から移封された有馬左衛門佐清純への上使であった藤掛采女が往路と同じく帰路も伊予国高浜村に停船している。これに対し「和気郡漕船ニ而芸州御手洗へ漕参」としている

おわりに

まずは本稿で述べたことを概観する。近世社会において海上においてどのような馳走が行われていたのかに関しては解明されていない部分が多い。そのため本稿では伊予国津和地島における馳走行為に着目して、実態解明および津

ことから津和地島で準備していた船は利用されないまま、御手洗まで継送されていったことがわかる。そして「拙者儀和気郡漕船支配仕様ニと被仰付」ということから八原が和気郡の漕船支配を一時的に命じられ行動し、瀬戸村・弓削村と漕船を交替しながら役目を勤めている。さらには「大船頭石丸覚大夫儀本漕支配ニ而弓削村迄参候」とあるように大船頭の石丸は「本漕支配」であるために弓削村まで来たとある。この石丸は通信使通航の際も大船頭として活動しており、三津浜の船奉行から派遣されている（玉井 [2009]）。つまり伊予松山藩内における漕船は藩の船奉行の直接配下である「本漕支配」によって外部からの通航への馳走に対応し、且つ領内の分割された漕船支配によって臨機応変に対応していることがわかる。

以上のように瀬戸内海を通航する際、その馳走対象には漕船を中心とした船が贈られ、それを利用して藩域の境界まで送り、隣接の藩の船に引き渡すという継送体制が整備されている。また基本的には船奉行直下である「本漕支配」の船および船頭によって継送は行われるが、必ずしも津和地島に馳走対象が通航するとは限らない。その際には領内を区分けし、漕船を繋いでいることがわかる。

和地島を中心とした瀬戸内海の特徴について考察した。

馳走対象は島に上陸することはほとんどなく、島を通過してしまうか、上陸することなく停船するかに分けられる。したがって船上にて

使者の応対が行われ、馳走行為がされることになる。その馳走行為自体であるが、進物および船を馳走対象者に提供することが主たる内容となる。これら二つに関しては事前に準備を行っており、船数に関しては松山藩より取り決めがあるも、八原など現場の判断によって増減がなされていた。進物、船、その他船印などを事前に準備しているが、特に馳走対象へ贈られる進物と船に関して、進物は巡見使や長崎上使は受け取りを全て拒否する反面、船に関しては一件を除いて全て受け入れられている。これに関して巡見使は規定により進物を受け取ることができないという理由が存在する。しかし使者として応対し、受け取られなくとも贈るという行為は非常に重要視され、津和地島を通航しない場合でも八原が、馳走対象が通航する別の場所へと足を運んでいる。これは同様に別の藩の使者が藩域を越えて活動することにつながり、先行研究で述べてきたように情報のやり取りのみならず馳走自体も藩域を越えて行われていた。このように馳走自体も使者が藩域を越えて動いているが、馳走対象もまた藩域を越えながら動くために、瀬戸内海地域では漕船を藩域の境界まで送り、隣接する藩へと引き渡す継送体制が成立していた。これは必ずしも馳走対象が津和地島を通航するとは限らないことから、船奉行の直接配下の漕船が津和地島に派遣されるだけでなく、領内の漕船を臨機応変に利用して維持されていた。

以上のように津和地島という瀬戸内海海域では点ともいえる場所において接待が行われていたが、その活動は単なる点には留まらず、様々な地域へ出向くように面的な活動が行われ、臨

機応変に対応されていた。そのことは他藩の使者も同様に藩域を越えて活動していたことから瀬戸内海地域の特性であると考えられる。そしてまた漕船においても藩域の境界において「漕渡」がなされるなど馳走対象がスムーズに瀬戸内海を往還出来るような体制が築かれていたことも瀬戸内海の特性である。

このように述べてきたが、いくつか課題はある。一つには馳走とは概念的にどの範囲まで区切れれば良いかという点である。本稿で取り上げた活動に関して史料上では「馳走」という文言が散見するように、八原は馳走という枠組みの中で捉えている。また通信使に対しては今回取り上げている事例と同様に「馳走」という文言を使用するのに対し、琉球使節に対しては「馳走」という文言は一切使用していない（玉井 [2007]）。このことは宝永8（1711）年の通信使帰帆の際の対応が「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」に記されており、「委細ハ外ニ帳面有之候」と書かれていることに対して、琉球使節に関しては取り上げられてすらいけないことから馳走という概念枠組の中で通信使は捉えられていたことが理解できる。

しかしながら馳走という概念内には既述のように西国諸大名への応対は含まれていない。唯一、伊予松山藩主への応対のみが馳走概念に内包されており、それ以外の諸大名へは進物や船、その他諸々の準備は一切行われておらず突発的な対応となっており、また琉球使節と同様に「馳走」という文言は使用されていない。このことは通信使を先導する対馬の宗家や琉球使節を先導する薩摩の島津家の参勤交代への対応は馳走行為には値しないことを意味する。つま

りは通信使と琉球使節での対応概念に差が生じたのは、他藩への対応は馳走行為ではないという基礎事項の上に通信使への馳走が上積みされていることになる。この点はより精査する必要がある。

またもう一つの課題として久留島氏が述べるように馳走には陸上交通の場合は村・町・藩・行政責任者といった区別を考える必要があり、かつそれらが複合的・重層的に存在しているということである。本稿の場合は津和地島を中心とした現場での馳走対応について述べたが、伊予松山藩自体の認識はどのようなものであったのか。船印を準備していたことから藩の意識の上で動いていたことは確かであるが、現場から離れた藩主や藩の中枢部の認識をより考える

必要がある。

第三の点としては海上における馳走は先行研究のように幕府・藩・民衆という関係性の中で語ることが難しいということである。久留島氏は「道筋の民衆に幕藩領主の権威を具体的かつ直接的に知らしめた」としているが既に指摘したように琉球使節の場合は使節側も、そして受け入れる島側もこのような姿勢はみられない(玉井 [2007])。この点は今回の事例も同様である。事前準備を行うのは進物と馳走船であり、その他の点に関しては記述されていない。上陸した数回の事例を見てもやはり掃除や風呂などの整備などが事前に行われた様子はみられない。この点を幕藩制社会の中でどう捉えていくのかは今後の大きな課題である。

註

- 1 本稿における「馳走」とは先行研究に依拠し、「準備を含む迎接」と定義する(新城常三ほか [1985]、久留島浩 [1986] など)。
- 2 公儀浦触の変容に関しては玉井 [2008] を参照。
- 3 異国使節以外に対する「御仕構」の詳細については東 [1999] を参照。また、異国使節に対する「御仕構」や接待そのものの様相に関しては玉井 [2006・2007・2008・2009] を参照のこと。
- 4 東 [1999] 論考、及び「八原家文書解題」(『愛媛県歴史文化博物館資料目録第7集 武家文書目録』所収)を参照。
- 5 「朝鮮人來聘於津和地村御馳走之覚」(九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵、目録番号D-24-2)。
- 6 「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」(愛媛県歴史文化博物館所蔵、整理番号89)、「豊前豊後四国迄御巡見并九州御巡見帳」(愛媛県歴史文化博物館所蔵、整理番号91)、「公儀御役人不時御通船当 []」(九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵、目録番号D-121)。なお「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」は史料題目では長崎に限定されているが、中身はそれ以外も全般的に扱っている。
- 7 「西国御大名様当村御茶屋へ御揚被成候覚書」(前掲「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」所収)
- 8 前掲「公儀御役人不時御通船当 []」
- 9 前掲「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」。
- 10 前掲「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」。
- 11 前掲「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」。
- 12 前掲「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」。
- 13 前掲「公儀御役人不時御通船当 []」。
- 14 前掲「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」。
- 15 『日本財政経済史料』巻4、1299ページ。
- 16 『日本財政経済史料』巻4、1318ページ。

- 17 延享年間の巡見使（『愛媛県史』資料編近世下、1988年、748ページ）や寛政年間の巡見使（『愛媛県史』資料編近世下、801ページ）に関して同内容の先触が送られている。
- 18 前掲「公儀御役人長崎江御通船之節使者勤之覚」。
- 19 前掲「公儀御役人不時御通船当 []」。
- 20 前掲「公儀御役人不時御通船当 []」。
- 21 前掲「公儀御役人不時御通船当 []」。

参考文献

- 東昇, 1999「瀬戸内海の本陣と茶屋」（愛媛県歴史文化博物館編『海道をゆく—江戸時代の瀬戸内海—』）
- 井上淳, 2001「瀬戸内海の情報ネットワーク—松山藩津和地御茶屋を中心に—」『地方史研究』292号
- 伊予史談会, 1989『伊予史談会双書19松山藩役録』伊予史談会
- 石丸和雄, 1992「八原家御用日記を読んで（上・下）」『伊予史談』286・287号
- 鴨頭俊宏, 2004「瀬戸内海の公儀浦触ルートと津和地御茶屋」『伊予史談』333号
- , 2005「瀬戸内海の公用通行に関わる情報と播磨室津・名村氏—長崎上使御下向の事例を手掛かりに—」『史学研究』249号
- , 2006「近世瀬戸内海の公用通行に関わる情報機能について—公儀役の下り通行を中心に—」『史学研究』252号
- , 2008「近世瀬戸内海路をめぐる情報ネットワークの形成—山陽～四国間における交換・共有のあり方を中心に—」（地方史研究協議会編『歴史に見る四国—その内と外と—』雄山閣）
- , 2009「近世非直轄交通路間をめぐる情報—長崎上使帰府情報の瀬戸内海路への伝達過程から—」『交通史研究』68号
- 川島慶子, 1997, 「寛永期における上使への「馳走」—「馳走船」に着眼して—」『日本女子大学大学院文学研究科紀要』3号
- 関西学院大学文化総部地理研究会, 1989『地理研瀬戸内調査シリーズ13 津和地』
- 久留島浩, 1986「盛砂・蒔砂・飾り手桶・箒—近世における「馳走」の一つとして—」『史学雑誌』98-5号
- 新城常三ほか著, 1985『旅と街道』光村図書出版
- 玉井建也, 2006「琉球使節通行時に対する「御仕構」態勢について—伊予国津和地島を事例として—」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第51輯第4分冊
- , 2007「朝鮮通信使・琉球使節通航と情報・接待・応対—伊予国津和地島を事例として—」『風俗史学』36号
- , 2008「近世琉球使節通航と海域をめぐる情報—伊予国津和地島を事例として—」『日本歴史』727号
- , 2009「朝鮮通信使への接待と情報収集—伊予国津和地島を中心として—」『地方史研究』341号
- 中島町誌編集委員会編, 1968『中島町誌』中島町
- 西村亀太郎, 1986「八原家御用日記摘録」『愛媛の文化』25号
- 柚木学, 1977「海上の道—九州・四国の海路と海運—」『太陽コレクション「地図」』3号



玉井 建也 (たまい たつや)

1979年生まれ

【専攻領域】日本近世史・コンテンツ学

【著書・論文】

「琉球使節派遣準備と解体過程—「最後」の琉球使節を通じて—」（『交通史研究』67号、2008年）

「物語・地域・観光—「稲生物怪録」から「朝霧の巫女」、そして「聖地巡礼」へ—」（『コンテンツ文化史研究』3号、2010年）

「地域イメージの歴史の変遷とアニメ聖地巡礼—鎌倉を事例として—」（『コンテンツツーリズム研究』vol.3、2011年）

【所属】東京大学大学院情報学環特任研究員

【所属学会】日本デジタルゲーム学会、コンテンツ文化史学会、日本歴史学会、地方史研究協議会など。

Early Modern Sea “Chiso” Practice and the Seto Inland Sea

- Case Example of Tsuwaji Island In Iyo-no-Kuni (Iyo Province) -

Tatsuya Tamai*

Abstract

While past studies have revealed in detail a number of aspects of land chiso practice in different areas in Early Modern Japan, how it was practiced on the sea still leaves much to be clarified. Therefore, this paper analyzes all chiso data collected in association with Tsuwaji Island in Iyo-no-Kuni (Iyo Province) to examine how chiso was practiced in sea traffic. Note that the word chiso is defined in this study as a welcoming and hospitality event including preparation.

The study has suggested that chiso did not necessarily take place onshore (i.e. on the island); in fact, chiso most frequently took place aboard ships. Gifts to the guest included various types of items but were most often ships. Officials at the island guard station crossed the domain border to pay respect to surrounding domains in order to make the event successful, and officials of other domains were believed to do the same. The study also confirmed that stations of multiple domains offered their ships to relay goods for the event.

A future research theme is the extent to which the chiso practice can be generalized beyond its regionality observed on the island and within the Seto Inland Sea.

*Interfaculty Initiative in Information Studies

Key Words : the Seto Inland Sea, History of Transport and Communications, Regional history, Chiso.